

最高裁秘書第1176号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（情）答申第45号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年10月3日（令和6年度（情）諮詢第28号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（情）答申第45号）

件名：東京地方裁判所における特定年度の幹部連絡会の開催日程が書いてある文書の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

東京地裁の令和5年度及び令和6年度幹部連絡会の開催日程が書いてある文書の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和6年8月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京地方裁判所が不開示とした情報は、本件対象文書に記載された東京地方裁判所幹部職員連絡会の将来の開催日時及び場所に関する情報（これらを推知可能な情報を含む。）である。これらの情報を公にすると、幹部職員連絡会の実施を妨害されるなどして、幹部職員連絡会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年10月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、東京地方裁判所幹部職員連絡会の将来の開催日及び場所に関する情報並びにこれらを推知できる情報が記載されているものと認められる。かかる情報を公にすると、幹部職員連絡会の実施を妨害されるなどして、幹部職員連絡会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、本件不開示部分は法5条6号の不開示事由に相当するものと認められる。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員 川 神 裕

別紙

- 1 幹部職員連絡会予定表（令和5年1月～令和6年3月）（R 5. 3. 9版）  
(抜粋)
- 2 幹部職員連絡会予定表（令和6年1月～令和7年3月）（R 6. 3. 22版）  
(抜粋)